

URL: <http://www.hijokin.org>email: [info@hijokin.org](mailto:info@hijokin.org)

郵便振替 00950-2-203528

[関西圏大学非常勤講師組合]

委員長: 新屋敷 健

email: [BQE06513@nifty.ne.jp](mailto:BQE06513@nifty.ne.jp)

〒542-0012 大阪市中央区谷町

7丁目 1-39-102 大私教気付

# 非常勤の声

## 第6号 主な内容

英知大学で、出講回数制から月給制に……1

神戸大学全面勝利、投稿……3

2005年度春闘統一要求書……2

夏期カンパの訴え、組合加入あんない……4

## 英知大学で、出講回数制から月給制に

英知大学では2003年度から給与が月給制から出講回数制に変更されていた。他の大学での団体交渉でよく会うことになったHさんから「実質上の賃下げなんですよ、どうにかならないしょうか」という相談があったのは4月の始めのこと。月給制だと1コマ月額27500円×6ヶ月=165000円だったが、出講回数制後は、2時間11500円×セメスタ14回(試験を含む)=161000円で、4000円の賃下げということになっていた。授業によっては試験をしないでレポートにする場合もあり、これだとさらに1回分授業数が減り、約15500円の賃下げということになっていた。どうにかしてほしいというHさんの声は当然の要求である。

さっそく、団体交渉を行なった。大学側の言い分は、1)定員割れからくる法人財政の悪化、2)休講しても補講をしてくれない講師が多いことに対する対策ということだった。われわれは1)について、専任教員と非常勤講師の均等待遇という観点から、法人財政が悪くなったからといって、また専任も賃下げをしている

からといって、もともと単価の点で話にならないほど低賃金の非常勤講師の給与を同じように賃下げすることは納得できない、また2)については、大学側が講師に対して粘り強く説明をすべきであって、このような見せしめ的手段をとるべきではないと主張した。2回目の団交で、組合員の給与制度を月給制にもどすという協定書を結ぶことで一致した。ついでに記しておく、2003年度に給与制度が変更になった際に、大阪教育合同が組合員には月給制を維持するという協定書を交わしており、このことも今回の勝利につながったと考えている。

さらに、英知大学では、大学のカリキュラム編成のミスで、受講者が激減し、不開講にされるという事態が起こった。組合は、この問題でもすぐに団交を申し入れて、講師の側の問題や学生のニーズの変化などではなく、単純なカリキュラム編成のミスであることを指摘したところ、団交をすることもなく、大学がその非を認めて、全面的に解決した。

内藤義博

英知大学で働く非常勤講師の皆さん、組合に入って、月給制に戻してもらおう!

自分たちの権利はだれも守ってくれない。組合に入って、自分で守ろう!

## 2005 年度春闘統一要求

関西、近畿、龍谷、京都産業、同志社、立命館、大阪  
外国語の各大学と夏に交渉予定

### 【情報公開】

#### 1. 以下のデータを開示すること

教員数 昨年度で雇い止めになった非常勤  
講師の人数と今年度新規採用された非常勤講師の  
人数 授業のコマ数 教員に支払われている  
給与の総額 教員給与に対する補助金の総額  
有期雇用新設の計画があれば、具体的に提示  
すること

### 【労基法】

2. 労基法を遵守すること
3. 産休を制度化し、出産を理由に、減ゴマ、雇い止めを行わないこと。
4. 年次有給休暇の制度を周知徹底すること。
5. 台風や、学校行事など、講師の自己都合以外で休講となる場合は、年次有給休暇とは別に有給休暇とすること。
6. 年次有給休暇の日数算出に際して、勤続年数の計算に独法化以前の年数も入れること。
7. 契約書や連絡事項を理解できる言語で表現すること。

### 【パートタイム労働法】

8. パートタイム労働法、パートタイム労働指針を遵守すること。
9. 専任教員と非常勤講師の均等待遇実現のために努力すること。
10. 専任教員と非常勤講師の均等待遇実現のための具体的なとり組み、計画を示すこと。
11. 専任教員の労働に占める授業・研究・校務の割合についての大学の見解を示すこと。
12. 専任教員と同様に、健康診断を受けることができるようにすること。
13. 専任教員と同様に、退職金の制度を作ること。
14. 専任教員と同様に、一時金を支給すること。
15. 専任教員と同様に、産休を有給にすること。
16. 専任教員と同様に、育児休暇・介護休暇を制度化すること。
17. 専任教員と同様に、科研費用の申請を認めること。
18. 専任教員と同様に、給与の支払方法を月給制にすること。月給制にするにあたっては現行の時給×2 時間×30 回÷12 ヶ月を月給とすること。
19. 専任教員採用の際には、その大学で勤務している非常勤講師に優先的に応募機会を与え、審査においてその大学での非常勤歴を評価すること。

### 【組合の権利】

20. 非常勤講師にかかわる労働条件の変更は、事前に組合と協議の上、決定すること。

21. 組合の掲示板を講師控室に設置すること。

### 【雇用の安定化】

22. 次年度の契約を 10 月末までに確認すること。
23. 正当な理由のない、一方的な雇い止め、減ゴマを行わないこと。
24. 正当な理由がある場合も、雇い止め、減ゴマを行なう場合は、丁寧に説明を行なうこと。

25. 雇い止め、減ゴマを行なう場合は、専業非常勤講師を優先的に残すこと。
26. 専任教員の担当コマ数を増やしたり、常勤講師、嘱託講師を増やすことによる、非常勤講師の雇い止め、減ゴマを行わないこと。
27. 契約後、履修者が少ないなどの理由で開講しない場合は、契約期間内の賃金を全額を支払うこと。

### 【労働条件の改善】

28. 1 コマあたりの、非常勤講師給を、最低年 60 万円（月給制の場合、月 5 万円、回数制の場合、時給 1 万円）とすること。
29. 私立大学等経常費補助金の非常勤講師給与費の 2004 年の大幅増額（「標準経費」が時間あたり 3400 円から 5100 円に 1.5 倍化）を給与に反映させること。
30. 研究費（授業準備の経費を含む）を、1 コマにつき最低年額 3 万円支給すること。
31. 週 4 コマ以上担当の非常勤講師には、私学共済または厚生年金健康保険への加入を認めること。複数校かけもちの非常勤講師の場合、労働時間の合算を認めるよう、関係機関に働きかけること。

### 【教学条件の改善】

32. 1 クラスの人数を適正な規模に制限すること（一般講義 150 名以内、ゼミ、外国語 30 名）。
33. 受講者数が基準より多い場合には、超過する人数に見合った特別手当を支給すること。具体的には、一般講義では 50 名ごとに 5000 円/月、ゼミ・外国語では 10 名ごとに 5000 円/月。
34. カリキュラムや教育内容について発言の機会を与えること。会議・懇談会を行なう場合には手当（1 万円）・交通費を出すこと。
35. 教材作成を含む研究のためのコピー使用を認めること。

### 【その他】

36. 健康診断の案内を、個別に行うこと。
37. コピー・印刷機の使用の拡充・簡便化。
38. 大学紀要への執筆権を認めること。そのことを、周知徹底すること。
39. 非常勤講師控室を整備すること。  
控室にインターネットの使えるパソコンを置くこと。  
控室にプリンタを置くこと。
40. メールボックスを設置すること
41. 個人用ロッカーを設置すること
42. 授業に使用する、カセットテープ、ビデオテープ、CD-R、DVD-R を支給すること。
43. インターネット利用のためのアカウントを発行すること。
44. 身分証を発行すること。
45. 以下の点について「開講案内」「出講案内」等に明記するなどして、周知徹底すること。

労災保険 健康診断 給与体系 諸手当  
慶弔見舞金 受講者がいないなどで不開講  
となる場合の保障 病欠休暇 インターネット  
利用のためのアカウント 教材用メディアの支給

## 神戸大争議全面勝利

神戸大では、昨年11月の賃下げ撤回後、フランス語減ゴマの問題が残っていた。減ゴマを補償する業務の委託という妥協案で解決かと思われていたが、急転直下、5月23日の団交で現実上の減ゴマ撤回の提案があり、6月27日公式に確認された。また2006年度大量リストラ計画もすっかり霧散した。

全面勝利の今、闘いをふりかえると、団

結と連帯という美しい言葉の裏には、不安、不満、怒り、涙が連なっていて、言うほど簡単なことではなかった。いつも喧嘩したり、怒ったり、泣いたりしてたけれど、それでも、団結と連帯こそが勝利への道なのだ、というありふれた総括に至るのでした。関係の皆様、本当にありがとうございました。

遠藤礼子

おかげさまで神戸大の闘いは全面的な勝利で終結いたしました。

これも偏に担当の遠藤副委員長をはじめとする非常勤講師組合の方々のご支援と神戸大組合員の努力の賜物です。

期間的には半年ちょっとでしたが、思えば本当にいろいろなことがありました。自分自身無知・無関心だった労働者としての権利

について考えるまたとない機会となりましたし、また団交の結果、有給を始めとするいくつもの労働条件も改善されることになりました。

今は何よりも現場の者の気持ちを初めて大学（雇用者）側に直接伝える機会を与えてくれた非常勤講師組合に感謝しています。

武内英公子

### ----- 6月の勝利 -----

非常勤と派遣社員の夫婦にとって6月は精神的につらい月である。家賃、光熱費、保育料、国民年金を振り込み、残りで生活を組み立てているところに、この時期は、市民税や異様に高額な国民健康保険料の請求書が送りつけられるからだ。「振り込め」ではないが、ポストを覗くのが憂鬱になる日々が続く。今年パートナーの失業も重なり、呆然としていた。そんな時分、団体交渉で、月給制への差し戻しと不開講科目の給与補償を勝ち取ることができて、本当にうれしかった。共に闘ってくださった組合の方々にたいへん感謝している。今回月給制への差し戻しを要求したのは、出講回数制になって実質的な賃下げになっていたからであるが、家計を綱渡りでやりくりする者にとって毎月の定収入を確保することも実は大切である。個人的には国立大学も月給制に「改善」してほしいと思うが、それは贅沢な悩みで、まず雇用を守る闘いを強いられている。道のりは険しい。しかし、組合HPのこぼれを借りれば、団結して闘えば必ず勝利への道が開けるはずだ。これからも仲間と共に闘っていきたい。H.

## 夏季カンパのお願い

昨年度は組合員・非組合員を問わず、皆様方からさまざまなご協力をいただき、ありがとうございました。2004年結成以来、当組合の活動範囲は飛躍的に拡大しました。関西圏の私立大学・国立大学はいうに及ばず、東は静岡県、西は愛媛県にまで守備範囲が広がっております。

団交や個別交渉は一回では終わりません。納得のいくまで何回も足を運びます。その結果、交通費が非常にかさむ事態になっています。さらにその成果をニュースにし、各大学に配布する体制を充実させてきました。現在、配布部数は12000部です。

本来、これらの活動と配布体制は組合費でまかなうべきものではありませんが、組合費をできるだけ低く抑えているため、今年もまたカンパのお願いをさせていただくことになりました。金額はいくらでも結構ですので、よろしくお願いたします。

なお、振替用紙には、組合費と区別するため「カンパ」とお書きください。

郵便振替：口座番号 00950-2-203528

加入者名：関西圏大学非常勤講師組合

**愚痴っていても何も変わらない、自らの権利を主張しない者を守る法律はない**

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？

低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱われない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、気軽に [info@hijokin.org](mailto:info@hijokin.org) にご相談を。

非常勤講師組合に加入される方は、組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、または以下の用紙に書き込んでファックス (fax 075-201-1345) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

加入申し込みなしで振込だけをされる方が増えています。申込書がないと手続きができませんので、必ず

ホームページからあるいはファックスで申込書を送ってください。

関西圏大学非常勤講師組合に			組合員として加入します	賛助会員として加入します
氏名		氏名のフリガナ		
住所				
tel	fax		email	
専門分野			担当科目	
非常勤出講先（専任教員の方は専任校も）				

組合費：5000円/年（年収150万円未満の方は2000円/年）

賛助会費：1口1000円/年（3口以上の協力をお願いします）